

貸付年月日	令和 年 月 日
貸付番号	第 号

借用証書

金								円也
---	--	--	--	--	--	--	--	----

上記金額を愛知県市町村職員共済組合組合員貸付規程（以下「貸付規程」という。）及び愛知県市町村職員共済組合組合員貸付規程実施細則（以下「実施細則」という。）を承知のうえ、次の条項により借用しました。

1. 利率は年 1.26%（災害貸付 年 0.93% 在宅介護対応住宅貸付 年 1.00%）とし、貸付規程に規定する貸付利率に変動が生じた場合にあっては、変動後の利率を適用する。
2. 償還方法
 - (1) 通常償還の場合は、令和 年 月から 月間とし、毎月元利均等により償還又は納付する。
 - (2) 期末勤勉手当からの償還を併用する場合は、令和 年 月から 月間（6月及び12月は期末勤勉手当からの償還額を加えた額とする。）とし、毎月元利均等により償還又は納付する。
 - (3) 修学貸付の場合は、令和 年 月から 月間とし、毎月元利均等により償還又は納付する。ただし、据置期間中の利息は令和 年 月から支払うものとする。
3. 借受人に次の事由が生じたときは、理事長からの即時償還命令により期限の利益を失う。
 - (1) 組合員資格を失ったとき。
 - (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第2項に規定する退職手当又はこれに相当する手当の支給を受けたとき。
 - (3) 申込みの内容に偽りのあることが認められたとき。
 - (4) その他貸付規程等に違反したとき。
4. 前項に定める事由の他、破産の申立て、民事再生の申立て及びその他これに準ずる裁判上の手続きがあったときは、何らの通知催告を要せずに期限の利益を失う。
5. 借受人は、前2項の事由によって期限の利益を失った場合、未償還元利金をただちに償還できないときは、地方公務員等共済組合法第48条及び第115条に基づき給与（退職手当を含む。）又は年金等の給付金から未償還元利金を弁済する。
6. この貸付けについて、訴訟が生じたときは、現住所のいかんにかかわらず愛知県市町村職員共済組合の住所地の裁判所をもってその管轄とする。
7. この貸付けについて、公正証書を作成する必要が生じ、その作成の要求があったときは、いかなる場合でもその要求に応じる。
8. 未償還元利金の一括償還ができない場合、組合が本証書記載の債権を保全するため、貸付けに係る情報を全国市町村職員共済組合連合会及び同連合会が保険契約を締結した保険会社に提供することを予め同意する。

愛知県市町村職員共済組合理事長 様

令和 年 月 日

組合員証記号 番号

借受人 現住所

氏名

印

注 2の償還方法の該当番号を○で囲むこと。